

元監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定により、令和元年5月31日に福岡市長から出資団体監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和元年7月11日

福岡市監査委員	平 畑 雅 博
同	松 野 隆
同	谷 山 昭
同	篠 原 俊

1 監査報告と措置の件数

31 監査公表第2号（平成31年2月14日付 福岡市公報第6558号公表）分

・・・2件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（出資団体監査）

（工事監査）

1 福岡市住宅供給公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>外壁改修の積算を適正に行うべきもの</p> <p>平成28年度塩原借上住宅外壁改修工事 [No.2]</p> <p>（契約金額4,113万5,040円）</p> <p>本工事は借上市営住宅の外壁改修工事である。</p> <p>外壁改修工事において、コンクリート面及びモルタル面については中性化抑制剤を吹き付ける現状部処理を行い、タイル面には現状部処理を行わず高圧水洗浄を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、積算においてタイル面にも現状部処理を計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>（保全課）</p>	<p>改修工事の工法選定については、外壁改修工事マニュアルにより適切に選定し、積算の手引き等に基づき積算を行うよう課内職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約事務を適正に行うべきもの [重点事項]</p> <p>市営住宅住宅用火災警報器設置工事その1 [No.10] (契約金額 4,431 万 1,320 円)</p> <p>本工事は市営住宅の住宅用火災警報器を更新する工事である。</p> <p>契約変更は、契約の同一性を失わせない限度において行うことができるとなっている。</p> <p>しかしながら、当初の施工範囲でなかった住宅の住宅用火災警報器の更新工事を追加しており、不適切な契約変更になっていた。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(保全課)</p>	<p>当初の施工範囲でない住宅を追加する場合は設計変更ではなく別途契約すべきであったため、今後このような場合は、別途契約での発注を行う。また、課内職員に対して契約事務の手引き等に基づき契約を行うように研修を行い、周知徹底を図った。</p>
---	---